



平成 18 年 5 月 11 日

各位

会 社 名 飯野海運株式会社
代 表 者 名 取締役社長 杉本 勝之
コード番号 9119
上場取引所 東京、大阪、名古屋、
各一部、福岡、札幌

問合せ先

責任者役職名
執行役員 総務グループリーダー
氏 名 田 川 豊
TEL (03) 3506 3060

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対して、以下の対応方針（以下、「本方針」といいます。）を採用することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本方針は、平成 18 年 6 月開催予定の当社第 115 期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得るため議案としてお諮りすることとし、当該定時株主総会において出席株主の皆様のご過半数のご賛同を得られなかった場合には、当該定時株主総会后直ちに開催される当社取締役会において、廃止することといたします。

（注 1）「特定株主グループ」とは、（ ） 当社の株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同条第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに、（ ） 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及び その特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別

関係者をいいます。)を意味します。

(注2)「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、()特定株主グループが当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとし、)又は、()特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

(注3)「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本方針導入の目的と基本的な考え方

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様全体の共同の利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つであると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様全体の共同の利益の極大化の実現を図ることができるものであると考えております。

昨今、わが国においても非友好的な企業買収の動きが活発化してきております。当社の企業価値及び当社の株主の皆様全体にとって有益な買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない、株主の皆様全体の共同の利益を害するものであるとは限らないものの、買収者が当社株券等を買集め多数派株主として自己の利益のみを目的として濫用的な会社運営を行う等の場合には、当社の企業価値ひいては当社の株主の皆様全体の共同の利益が損なわれますので、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様全体の共同の利益の極大化の観点からは好ましいものではないと考えております。

当社は、海運業における国際的な自由競争の下で、国内外の荷主と良好な関係を基礎とする中長期の契約関係を主体とした安定的な収益構造を築くと共に、ケミカルタンカー等の特殊分野において収益の拡大を図り、また、もう一つの柱である不動産事業においても有利物件の獲得による収益の拡大を目指し、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値及び株主の皆様全体の共同の利益の極大化に努めております。

また、当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要不可欠な物資であり、

当社は、これを安全且つ安定的に輸送することにより、お客様のご信頼を得て、それを事業の基盤とするとともに内外の地域社会と共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。さらに、不動産事業におきましても、ゆとりある安全な空間を提供することにより、ご使用されている各企業様のご信頼を得て、海運業同様、それを事業の基盤とするとともに、当社の不動産が提供する安全な空間において各企業様が安心して事業を展開されていることを通じて、間接的に地域社会を含む社会へ貢献しているものと考えております。

このように、当社が行う海運業及び不動産事業において、安全の確保は、事業の発展基盤であり当社の企業価値の基礎であるとともに、内外の地域社会を含めた社会への貢献の基盤となっておりますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点から安定的な経営が不可欠です。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠です。

以上のとおり、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様全体の共同の利益を維持・向上させるためには、従業員や地域社会を含むあらゆるステークホルダーを重視した事業展開を行うことが不可欠となります。また、当社の事業の発展については企業価値の増大のためには、中長期的な視点からの投資と事業間の最適なポートフォリオを必要としております。

したがって、当社の企業価値については株主の皆様全体の共同の利益の極大化のためには、中長期的な視点から上記で述べましたような様々な要素を重視した、安定的な経営を行うことが必須であり、かかる経営を着実に行うためにも、上記のような濫用的な買収等を未然に防止することが必要となります。

もちろん、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものでありますが、株主の皆様が短時間で大規模買付行為の提案内容や当社の企業価値について、中長期的な視点から上記のような当社の事業の特性を踏まえてご判断を頂くことは相当困難であると考えられます。また、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。したがって、大規模買付行為が行われようとする場合には、株主の皆様に対して、当社からはもとより、大規模買付者からも十分な判断材料が示されると共に、当該判断材料に関する当社取締役会及び株主の皆様が熟慮のための十分な時間が確保されるべきものと考えます。

上記の事項を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値については株主の皆様全体の共同の利益を確保し

又は向上させることになるものと考え、本方針において、一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。当社取締役会としては、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに従った判断材料の提供を大規模買付者より受けた場合には、それを十分に検討し、当社取締役会の見解を適時且つ適切に開示し、また、必要に応じて代替案の提示等の対応をとることといたします。

また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を開始しようとする場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を害する敵対的買収行為であるとみなし、必要に応じて相当な対抗措置を講じることといたします。

2. 大規模買付ルールの概要

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

(1) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、まず当社代表取締役に対して、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨を誓約する「大規模買付意向表明書」を提出して頂きます。

「大規模買付意向表明書」には、以下の事項を記載して頂きます。

() 大規模買付者の概要

名称及び住所

代表者の氏名

事業内容

主要株主又は主要出資者の概要

国内連絡先

設立準拠法

() 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数

() 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等の数を含みます。）

() 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付して頂きます。

(2) 「大規模買付に関する情報」の提供

上記の「大規模買付意向表明書」をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要且つ十分な情報（以下、「大規模買付に関する情報」といいます。）を提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を受領した日から5営業日（初日不算入）以内に、当初提出して頂くべき情報を記載した「提出情報リスト」を上記(1)(i)の国内連絡先に対して発送いたしますので、大規模買付者には、かかる提出情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役に提出して頂きます。

また、上記の提出情報リストに従い提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討のために不備又は不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、書面その他当社取締役会が別途指定する方式にて追加の情報を提供して頂きます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として提出情報リストの一部に含まれるものとします。

大規模買付者及びそのグループの概要の詳細

大規模買付行為の目的、方法及び内容

買付対価の種類及び金額並びに当該金額の算定根拠

買付対価に係る資金の裏付け並びに当該資金の調達先の名称及び概要

大規模買付者が既に保有する当社株券等に関する担保設定その他の第三者との間の合意の状況

大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等に関する担保設定その他の第三者との間の合意の予定（予定している担保設定の方法及び内容を含みます。）

大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの経営、運営等に関する具体的方針（経営方針、事業計画等）

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びにかかる意思連絡が存在する場合にはその内容等及び当該第三者の概要

当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係について大規模買付行為の完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者より提供して頂いた情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様の開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付に関する情報の提供が完了したと当

社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知いたします。

(3) 当社の見解の通知・公表等

当社は、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、上記の大規模買付に関する情報の提供の完了に関する通知後、対価を金銭（円貨）のみとし当社株券等の全てを対象とする大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付に関する情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件につき交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様にご代替案を提示することもあります。

なお、大規模買付行為のご提案に対し、取締役会評価期間中に当社が代替案を提示し、且つ、当社取締役会が株主の皆様にご大規模買付行為のご提案と当社が提示する代替案とのいずれかを選択して頂くことが適切であると判断した場合には、大規模買付行為の開始の前後を問わず、当社の株主総会を招集して株主の皆様のご意思を問うこともあり得ます。

(4) 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始できるものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(1) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合には、具体的な買収方法の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を害する敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保・向上のために必要に応じて相当な対抗措置を講ずることといたします。

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買収提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断頂くこととなります。

但し、大規模買付ルールに従って大規模買付行為が行われる場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要に応じて相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、別紙 1 に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(2) 対抗措置の内容

本方針における対抗措置としては、株主割当による新株予約権の発行(新株予約権無償割当てを含みます。以下同じ。)その他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭に、その効果及びコスト等を総合的に勘案して、当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保・向上のために必要に応じて相当な手段を決定いたします。

当社が大規模買付行為に対する具体的な対抗措置として株主割当による新株予約権を発行する場合、その概要は別紙 2 に記載のとおりといたします。具体的な対抗措置として新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、大規模買付者は当該新株予約権を行使できないものとする等の行使条件及び取得条項等を設けることがあります。

4. 対抗措置の公正さを担保するための制度・手続

(1) 特別委員会の設置及び対抗措置の発動の手続

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、並びに、大規模買付

ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を確保し又は向上させるために適切と考える一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行います。その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたしました。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性・公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役2名を含む当社監査役全員の賛成を得た上で発動の決議をすることといたします。また、当社取締役会は、特別委員会に対する上記の諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付に関する情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

なお、上記の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止・撤回等を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当該措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持すること

が相当でないとは判断するに至った場合には、取締役会決議により発動した対抗措置を中止・撤回するものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付に関する情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合、当社の株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、対抗措置の発動の是非以外についても、任意に特別委員会に諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、当該諮問に基づき、当社取締役会が諮問した事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主総会の承認等及び不承認の場合の本方針の廃止

本方針は、平成 18 年 6 月開催予定の当社第 115 期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得るため議案としてお諮りすることとし、当該株主総会において出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、当該株主総会后直ちに開催される当社取締役会において、廃止することといたします。また、当該株主総会において、本方針が当社株主の皆様のご賛同を得られた場合には、来年以降、毎年 6 月に開催予定の当社の定時株主総会において、本方針の継続の可否、又は変更の要否について、毎回お諮りすることとし、随時株主の皆様の意思を反映することといたします。

5. 株主・投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が、大規模買付行為に対する具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき適時且つ適切に開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、大規模買付行為に対する対抗措置が講じられた場合には、大規模買付者については、結果的に法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株主割当による新株予約権の発行がなされる場合には、会社法及び当社定款の規定に従って、別途公告する基準日までに名義書換を完了して頂くことが必要となり、また、新株予約権の発行又は行使に際して、新

株予約権又は新株の取得のために所定の期間内に一定の金銭の払込を行って頂く必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき適時且つ適切に開示を行います。

6. その他

本方針は、平成 18 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、証券取引法又は各証券取引所の上場規則等の改正、その他法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては当社の株主の皆様全体の共同の利益を確保し、又は向上させるとの観点から、必要に応じて本方針の見直し、又は本方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じて参る所存です。

なお、現時点においては、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

以上

当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、船舶その他の設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みません。))、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の毀損が予想されたり、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企

業価値に比べ、明らかに劣後すると判断される場合

- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (10) その他(1)ないし(9)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

新株予約権の概要

1. 新株予約権の付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当りの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める割当期日における当社の最終の発行済株式（但し、同日において当社の有する当社株式を除く。）の総数を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が別途定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使の条件（大規模買付者を含む特定株主グループは当該新株予約権を行使できないこととする等）、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以上